

令和6年度 第3回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年6月11日（火）13時30分～16時12分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	石川委員、稲垣委員、上野委員、片谷委員、田中稲子委員、藤倉委員
開催形態	公開（傍聴者7人）
議 題	1 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について 2 横浜市環境影響評価技術指針の改定について
決定事項	令和6年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和6年度第2回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について</p> <p>ア 答申（案）について事務局が説明した。</p> <p>イ 質疑</p> <p>【奥会長】 ありがとうございます。ただいま説明をいただいた答申（案）につきまして、委員の皆様から御質問や御意見をお願いしたいと思います。挙手をしていただければ指名させていただきます。いかがでしょうか。</p> <p>藤井委員、お願いいたします。</p> <p>【藤井委員】 よろしく申し上げます。答申（案）をここまで仕上げただきありがとうございます。</p> <p>3ページのところでいくつかあります。まず事業計画の（1）で「カーボンニュートラルや生物多様性の保全、資源循環について積極的な姿勢で取り組むこと」とあるのですが、生物多様性の保全でいいのかどうかをお伺いしたいところです。国際的な園芸博覧会ということで、多様性がかなり損なわれた状態で保全に取り組むというのも少し何かイメージに合わない気がしていて、生物多様性の向上に積極的な姿勢で取り組むというような話の方が良いかなと思いました。</p> <p>あと、事業計画の（3）で最初の1文が少し分かりにくいです。「対象事業実施区域内は」から始まるのですが、「土地区画整理事業が保全対象種の生息・生育環境を整備するとともに」とありまして、その後に「開催後に会場区域は公園として利用される」とあるのですが、「開催後に会場区域は公園として利用される」の主語は、対象実施区域内となるのですかね。読んでいくと、その前文に「生息・生育環境を整備するとともに」とあるので、「公園として利用される」というのは土地区画整理事業が主語になるのかどうかで、もし土地区画整理事業が主語になるのであれば、例えば「土地区画整理事業が」ではなく、「土地区画整理事業によって整備され、開催後には公園として利用される」と合わせなければいけないと思いました。</p> <p>続いて「関連事業である土地区画整理事業や公園整備事業と連携して」とあるのですが、今までここで議論をしてきた中で感じていたのが「連携して」というより「連携した」ということなのかと思いま</p>	

した。「土地区画整理事業や公園整備事業と連携して」と「連携した」では若干意味合いが違うと思うのです。委員の皆さんの御意見を聞いていた中では、単発でそれぞれがやるのではなくて、各事業が協力、連携してやる必要があるとしていたので、連携した計画を具体化することかと思いました。かなり細かい話ですけれども、若干ニュアンスが違うと思ったのでお聞きした次第です。

あと、「具体化するとともに」とあるのですけれども、その他の部分を見ると「具体化して評価書に記載すること」というところまで書いているものもあるのですけれども、ここは評価書に記載することまでは求めなくてもいいかという点も確認させていただければと思います。

少し長くなりましたが、以上です。ありがとうございます。

【奥会長】 それでは、事業計画の(1)については1点ですね。生物多様性の保全というよりは、生物多様性の向上ではないかという御指摘でした。まずそこからしましょうか。御発言の趣旨としては、土地区画整理事業によって現況の生物多様性は失われてしまう、改変されるということがあるので、新たに創出された生物多様性若しくは今後の生物多様性の向上に取り組んでもらいたい旨を記載した方が良いのではないかとということですね。

この点につきましてはいかがでしょうか、他の委員の方。「保全・向上」と入れるかでしょうか。藤井委員、「保全・向上」でいかがですか。

【藤井委員】 はい、それでも良いと思います。かなり損なわれた状態のものを保全というだけでは誤解を生むのかと思ったので、生物多様性が一度低下したものを向上するというのを加えてほしいと思いました。

【奥会長】 失われるというだけではなく、残っている部分については保全もしつつ向上させるということだと思います。「保全・向上」とさせていただくということはいかがでしょうか。他の委員の方もよろしいですか。

藤井委員、そのようにさせていただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 この部分については、そのように修正を加えてください。

次に、事業計画の(3)ですけれども、まず2行目の「開催後に」が何の開催後かというところは、博覧会の開催後ですよね。事務局の方で、ここは改めて説明いただければと思います。

【事務局】 開催後というのは、博覧会の開催後となります。「会場区域は公園として利用される」というのは、この後に公園整備事業で整備され、公園として利用されるといったことを表してございます。藤井委員から御質問をいただきました「土地区画整理事業が保全対象種の生息・生育環境を整備する」というのは、博覧会の会場区域であり、また将来公園として利用される部分に、保全対象種の生息・生育環境が整備されるということを表してございます。

【藤井委員】 ありがとうございます。文章が何となくいろいろな意味で取られそうな気がして、もう少し整理できないかと思ったのですけれども、他の委員の方が問題ないということであればこのままでも良いかと思います。いかがでしょうか。

【奥会長】 御指摘をいただいて改めて読んでみると、もう少し整理の余地はある

かなという気はします。「対象事業実施区域内では」若しくは「対象事業実施区域内においては」でしょうか。この対象事業実施区域内で何が行われるのかということの説明しようとしているので、土地区画整理事業で保全対象種の生息・生育環境を改めて整備するとともに、その後には博覧会が開催され、さらに公園としても利用されていくと言いたいわけですね。対象事業実施区域内で何が行われるのかを時系列で表そうとしているので、そこが明確になるような文章にさせていただいた方がいいですね。

この(3)についての1点目ですね。事務局が発言されようとしていたと思います。お願いします。

【事務局】 奥会長から時系列を明確にしてという御意見を頂戴しまして、例えばなのですけれども、「対象事業実施区域内においては、土地区画整理事業が保全対象種の生息・生育環境を整備するとともに、博覧会が開催され、その後に会場区域は公園として利用される」といった形はいかがでしょうか。

【奥会長】 どうでしょうか。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 ありがとうございます。趣旨としては、奥会長と事務局の方からの説明で時系列に沿った説明をしているということで理解はできたのですけれども、今の案はもう少し文章を整理した方が良いかとは思いますが。

今、ここで決定した方がよろしかったのでしょうか。それとも、事務局がまた案を持ってきてという時間があるのか。ここで修正案を決めた方が良いということでしょうか。

【奥会長】 基本的には本日、答申としては確定するという前提で御確認をいただいております。まとまりきらない場合は、私に一任ということで、最後はそうさせていただくかもしれませんが、改めてこの審査会の場で審議という時間、そういう機会を設けた方が良いという御意見ですか。

【藤井委員】 いいえ。そういう時間があるかどうか確認したかったので、奥会長と事務局の方でこの文章を精査していただけるということであれば、趣旨は伝わっていると思いますので、それでお願いできればと思います。

【奥会長】 分かりました。時間的な制約があるかどうか、そこは事務局いかがでしょうか。確認させてください。

【事務局】 そうしましたら、事務局の方でただいま藤井委員から御意見いただきました趣旨を踏まえて修正案を作成し、奥会長に御確認いただいたうえで確定という形を取らせていただけますでしょうか。

【藤井委員】 それで大丈夫です。お願いいたします。

【奥会長】 藤井委員には御了承をいただきましたけれども、他の委員の方も御意見はありますか。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 今更かもしれないのですけれども、この部分で「土地区画整理事業が保全対象種の生息・生育環境を整備する」とありますが、積極的な整備というのは何かありましたか。私としては、基本的にこの部分にはあまり手を掛けないで、それ以外のところはやはり変更するのだけれども、この部分は整備という積極的なもの、ここで謳うものがあつたのか疑問です。見当違いだったら許してほしいのですけれども、教えてください。何を意味しているのですかね。

【奥会長】 土地区画整理事業の話に戻ってしまいますけれども、こちらが前提に

なっています。

【宮澤委員】　　すごく文章は綺麗なのだけれども、本当にするのかかと疑問です。

【奥会長】　　事務局、お願いいたします。

【事務局】　　土地区画整理事業の方で、相沢川周辺の谷戸地域に水辺空間の保全対象種の生息・生育環境を整備する予定となっております。また、和泉川源流域につきましても、土地区画整理事業の方で保全対象種の生息環境を整備する予定となっております。

【宮澤委員】　　分かりました。相沢川の方が今回入るのですね。私が勘違いしていました。それでしたら今の質問は了解しましたので、結構でございます。

【奥会長】　　はい。ありがとうございます。では続けて、藤井委員から御指摘があった事業計画の(3)の2つ目の点で、2行目の後半に「関連事業である土地区画整理事業や公園整備事業と連携して」というところですが、「連携して計画の具体化を図る」ということを、ここでは求めようということなのですが、「連携した」ではないかというのは、それぞれの事業の計画間の連携を求めるべきではないかという御意見ですか。

【藤井委員】　　意味的にはおそらくこれで問題はないと思うのですが、私が今まで感じていたのは、それぞれの事業、3つの事業が「連携した計画を立てる」ということに重点を置いたのかなと思っていて、「連携して計画を立てる」では少しニュアンスが違うのかなと感じたので、質問させていただきました。

【奥会長】　　「連携した計画」というと、計画間の連携が求められるということですよ。ここで言っているのは、維持管理計画の具体化をする際に、3つの事業で連携して具体化してくださいということを言っているのだから、計画間の連携というよりは、維持管理計画を具体的にどうしていくのかというその中身を決めるにあたっては、3事業でしっかりと連携して、繋がりを持って具体化してくださいと言おうとしていると理解していました。

【事務局】　　そのとおりです。そういう趣旨です。

【藤井委員】　　分かりました。ありがとうございます。その点について、了解いたしました。

【奥会長】　　他の委員の方、今の点はいかがですか。大丈夫でしょうか。

あと、具体化というところで御指摘がありましたね。

【藤井委員】　　「具体化する」ということで書いてあるのですが、答申(案)の他の部分を見ると「評価書に記載すること」と書いているところもあるので、そこまでなくてもいいのかどうかの確認をさせていただきました。

【奥会長】　　こちらは、維持管理計画を具体化していく際に連携してくださいと言っているのだから、評価書に記載を求める内容についての意見ではないということですね。

【藤井委員】　　はい。その点も含めて了解いたしました。ありがとうございます。

【奥会長】　　ありがとうございます。それでは菊本副会長、お待たせいたしました。

【菊本副会長】　　私からお伺いしたいことは3ページ目の事業計画の(2)です。輸送計画についてのところで、いろいろ御指摘いただいて、これは過不足なく御指摘いただいていると思うのですが、1点だけパークアンドラ

イド駐車場における予約制の導入について検討することとなっているのですけれども、これは事業者自身がパークアンドライド駐車場については全数予約制を導入すると宣言しているので、それを着実に履行してもらうことが重要であって、検討するということはもう既に終えていて、全数で導入すると宣言されているのだと思います。それをここで殊更にさせていただきたい理由は、全数予約制にするとその予約した車だけがその当該地域に来ることになりますけれども、全数予約制にしないと駐車できるのではないかと来る車などで混雑する可能性が大いに予想されるので、事業者自身が宣言されているパークアンドライド駐車場の予約は全数、全車両に対して適用することを確実に履行することという表現に、ここの部分だけを改めていただければと思います。私からの意見は以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。どういうふうに修文しましょうか。

【菊本副会長】 文章としてはどうでしょうか。

【奥会長】 「円滑な来場者の輸送を実現するための運営について検討し、確実に履行すること」のように最後をするか。菊本副会長は、パークアンドライド駐車場の予約制については、全数予約を宣言しているので、ここは確実にやってくださいということで、ここだけを抜き出して言った方が良いのではないかとということですか。

【菊本副会長】 宣言をされたので、それを反故にされるのはよろしくないと思うので、その宣言したことは確実にを行うことを明示した方がいいと感じました。この辺りは名指しで申し訳ないですが、田中伸治委員など、専門の委員に指摘した方が良いのかをお伺いできればとは思いますが。私自身は事業者が宣言したのでそういうふうには感じました。

【奥会長】 今の点について御意見はございますか、田中伸治委員。

【田中伸治委員】 そうですね、準備書の段階で駐車場については予約制にするということは記載があったと思いますので、それは分かるようにした方が誤解はないとは思いますが、この文書の中でどのようにそれを表現するかというと、私もお聞きしながら考えていたところで、まだ具体的な案はできていません。

【奥会長】 ありがとうございます。審査会の場で事業者がやると発言したことはしっかりやっていただくということは、これはもう当たり前といただきますか、大前提で、事業者が明言した点はパークアンドライド駐車場に限った話ではなく、他にもこれをやりますというようなことを事業者が審査会の場で発言したことがあったと思います。それを全てしっかりと評価書にも記載し、履行していただきたいというのは、後ろの方にありましたよね。

【事務局】 事務局でございます。環境影響評価項目の(1)ア(イ)で、4ページ目の上から3行目になりますが、「事業者の見解は重要な情報であることから、審査会で補足説明し、質疑において回答した内容については可能な限り評価書に記載すること」という形で、回答した内容を評価書に可能な限り記載するように求めています。

【奥会長】 ここに、例えば「審査会の場において実施すると回答した事項については確実な履行を図ること」などを加えるかですね。

【菊本副会長】 そういう文章を加えていただくとありがたいと思いました。という

のは、事業計画の(2)のところは「検討すること」となっているので、極論で言えば検討すればそれで良いという表現にも取られかねないので、「きちんと履行すること」ということを明示した方が良いと思いました。

【奥会長】 事業計画の(2)のところで、そのように記載しますか。「検討し、確実に履行すること」と。

【菊本副会長】 そうですね、「検討すること」としてしまうと少し弱いと思うので、殊更に全数予約を明示する必要はないと思いますけれども、宣言したことは履行することを別のところで書いておられるのであれば、ここは「検討し、確実に履行すること」とかそういう表現にしていただければ、より強まって良いと思いました。

【奥会長】 分かりました。それでは、今のような修文はいかがですか。事業計画の(2)の最後は「運営について検討し、確実に履行すること」はどうでしょうか。

事務局、いかがですか。

【事務局】 そうしましたら、事業計画の(2)の最後のところを「運営について検討し、確実に履行すること」と修正させていただければと思います。いかがでしょうか。

【菊本副会長】 それで良いと思いました。他の委員の方に御意見いただければと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 他の委員の方もよろしいでしょうか。それでは、そのようにさせていただきます。

他の点はいかがでしょう。横田委員、お願いします。

【横田委員】 まとめていただきありがとうございます。いくつか分からない点があるので、教えていただきたいです。環境影響評価項目の(1)ア(ア)のサステナビリティ戦略に関する記載なのですが、こちらは事業計画(1)と、どのように趣旨が違うのかという点が分からなかったのですが、教えていただけますか。両方ともサステナビリティに関する記載に見えました。規則等と書くことによって、何か特に申し添えたいことがあるのでしょうか。

【事務局】 事業計画(1)につきましては、サステナブルな博覧会とすることとして、その取組の姿勢や全般的なところを表す意味で、事業計画として記載しました。環境影響評価項目の(1)ア(ア)につきましては、事業者の方から審査会の中で具体的にこういった内容を環境保全措置として実施しますという説明もされまして、評価書にも記載するという説明も多数ございましたので、そういったところで具体的に取組内容を環境の保全のための措置として評価書に記載するところを明確にするために、こちらの方に記載をいたしました。

【横田委員】 審査会の資料の中に書かれている項目をきちんと書きなさいという趣旨ですね。

【事務局】 そのとおりです。

【横田委員】 その下にあります環境影響評価項目の(1)ア(イ)で、「事業者の見解は重要な情報であることから、評価書に記載すること」とあるのですが、ここであえて書く必要性があることかなと思いました。なぜここに位置付けていらっしゃるのでしょうか。

- 【事務局】 審査会の中で、片谷委員から具体的に回答した内容については可能な限り評価書に記載することといったような、当たり前の内容でもあるのですが、御指摘、御意見をいただきましたので、それを明確にするという意味でこちらに記載したところでございます。
- 【横田委員】 何かここに書ききれないけれども、きちんと示した見解を記載してくださいということが、サステナビリティ戦略に関することであれば、環境影響評価項目の(1)ア(ア)と(イ)で一体的に書かれていると分かりやすいと思ったのですが、必ずしもそうではないということですかね。
- 【事務局】 環境影響評価項目の(1)ア(イ)に関しては、補足資料に書かれてないことを(事業者が)口頭で説明しているケースが多くて、それに対して片谷委員から発言に関してきちんと評価書に落とし込んでくださいという御意見をいただいたので、入れたものになります。
- 【横田委員】 そのような趣旨が、一見すると分からなかったものですから、今回の議論でこのように理解が共有されればよろしいかと思えます。
あと、環境影響評価項目の(1)イ(ア)で、動物の予測地域の追加ですとか、植物の予測地域の追加についての記載があるのですがけれども、「大径木が存在する「樹林が点在する広大な草地域」を植物の予測地域に加えること」と書いてあるのですがけれども、これは現状入っているのではないですか。調査地域に入っているように思ったのですがけれども、私の認識が違いますでしょうか。
- 【奥会長】 いかがでしょうか。
- 【横田委員】 準備書(6.3-22 ページ)の大径木確認位置図のところで「樹林が点在する広大な草地域」は入っています。
- 【事務局】 準備書の6.3-37 ページ、こちらで表6.3-12に予測地域の一覧を示してございまして、この中で「樹林が点在する広大な草地域」は準備書では予測地域として入っていません。これが事業者の補足説明の中で、予測地域として加えるという説明がされたところでございます。補足資料8の「動植物の予測地域について」の中で、「樹林が点在する広大な草地域」を植物の予測地域に加えるという説明があったところでございます。
- 【横田委員】 なるほど。分かりました。整合がとれていれば良いと思えます。データはあるけれども予測地域に入っていなかったら、予測地域に入れなさいということですね。承知しました。
環境影響評価項目の(1)イ(イ)ですけれども、「動物と植物を選定し、開催前、開催中、開催後に事後調査を適切に実施すること」ということで、事後調査を位置付けていただいております。こちらは動物と植物だけにする理由が何かあるのか、生態系は入れなくてよろしいのかなと思ったのですがけれども、何か根拠があって動物、植物と記載されているのかどうか。あと、開催後という言葉と撤去中という言葉が両方あって、開催後は撤去中なのかが分からなかったのを教えてくださいました。
- 【事務局】 「動物と植物を選定し」というところでございますが、事業者の補足資料40の「相沢川及び和泉川周辺に創出される保全対象種の生息・生育環境の調査と維持管理について」の説明の中で、(開催中は)表40-2で動物、表40-3で植物について、調査を実施するという説明があったこと

からこのようにしてございます。工事中、撤去中については、表 40-1 の中で環境の保全のための措置で、動物、植物について説明があったところでございます。

【横田委員】 生態系は、その時に記載されていなかったということですか。

【事務局】 そのとおりです。

【横田委員】 議論が思い出せないので申し訳ないですけれども、例えば外来種の既存の生態系に対する影響のような話は、植物というよりはどちらかというところ生態系のところに書かれていたような印象があります。博覧会においてはそういったもののモニタリングも含めるとすると、ここは生態系も含んでおいた方が良いのではないかと思ったのですけれども、それは議論していなかったですか。私は（事後調査の）項目選定は、特段植物、動物だけという印象ではなく、生態系も含んでいた印象だったのですけれども。

【事務局】 事業者の説明の中では、相沢川周辺の谷戸地域ですとか、和泉川の源流域に移設・移植された種に対して保全の措置を講じていきますという説明があったところでございます。

【横田委員】 保全対象種に関する議論の中であったということですね。分かりました。

撤去中と開催後というのは同じなのですか。

【事務局】 撤去中のタイミングで、開催後に調査を実施するといったところでございます。

【横田委員】 言葉は揃えなくてよろしいのでしょうか。撤去中にはなっていないです。

【奥会長】 開催後が含まれることを明確にした方がいいのではないかとということですか。

【横田委員】 事後調査項目の選定の有無の表（準備書 8-4 ページの表 8.2-3）が撤去中になっているので、撤去中に揃えた方がよろしいのかなと思いました。

【奥会長】 開催後というと、必ずしも撤去中だけではなくて撤去した後も含まれます。準備書は工事中、開催中、撤去中となっていますね。横田委員は、準備書に合わせても問題ないと思いませんか。

【横田委員】 項目選定に関することであれば、準備書に合わせた方がよろしいのではないかと思った次第です。（準備書 8-4 ページの表 8.2-3 の）事後調査項目の動物、植物、生態系で（選定の有無に）×、×、×と付いているところを○、○として、生態系は対象にしない場合は×となるということで理解しました。

【奥会長】 事務局は、開催後と表現した意図が特段ありますか。

【事務局】 事業者の補足説明の中で、博覧会の開催前、開催中、開催後について事後調査を実施するという説明がございましたので、この表現にさせていただきました。開催の影響を見るということで、開催後の撤去工事が始まる前のタイミングで調査することもあると考えます。

【横田委員】 その場合に、撤去中が含まれるかというところが心配になったので質問したのですが、開催後に撤去中が含まれるという理解で合意されていればよろしいのかと思います。

【奥会長】 「開催中（撤去中を含む）」と書くということもあるかもしれません。

【横田委員】 文言の統一なので御検討ください。考え方としては両方入っているということで、撤去中も入っているということで理解しました。

あとコメントですけれども、今回、サステナビリティ戦略等というのが重要な観点かと思えます。環境影響評価項目の(1)ア(ア)に書かれている「サステナビリティ戦略等における環境保全措置を記載する」ということですよ。戦略等で求めているのは、おそらく実施した成果も含まれるのではないかなと思います。今回、事後調査の項目が、前回意見させていただきましたけれども、非常に限定的ですよ。これでサステナビリティ戦略等の実際の成果をレポートできるようなものになるかという、少し疑問が残るように思っています。それはサステナビリティ戦略等の中で、事業での環境配慮として行われることだと思うのですが、(事後調査の)項目選定がこれだけだと、きちんと定量的に報告されるのかどうか、温室効果ガスとか資源循環の観点が心配に思いました。それで先ほど環境影響評価項目の(1)ア(ア)の指摘を行ったのですけれども、実際に取組内容を決めるのであれば、それをきちんと書いていただくようお願いしたいです。環境影響評価項目の(1)ア(ア)のところは是非お願いしたいと思いました。長くなりました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。この点はいかがでしょうか。

【事務局】 事業者の補足説明の中では、サステナビリティレポートについて作成をして、それを公表していくという説明があったことからこのような表現にさせていただいたところがございます。

【奥会長】 横田委員の御意見は、事業者の方にも伝えていただければと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 ありがとうございます。答申(案)についてはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、いくつか御指摘いただきまして、若干修正が入ることになります。事業計画の(1)は「生物多様性の保全・向上」と修正いただくところですね。

それから事業計画の(3)の最初の文章は時系列で分かるように修文をしまして、後で趣旨が伝わるように確認をするということで御一任いただければと思います。

それ以外の点は趣旨がクリアになったかと思しますので、事業計画の(3)は大丈夫ですか。

あとは、環境影響評価項目の(1)イ(イ)で先ほど議論のあった開催前、開催中、開催後のところです。最後の文章の開催後の中に撤去中が含まれるということであれば、それが分かるようにということなので、準備書の記載に合わせるか、補足資料の方の記載に合わせるか、いずれにしても整合が取れる形で撤去中が含まれるということを確認していくということで、ここも文章を直そうと思います。直し方につきましては御一任ください。

それで大丈夫でしょうか。漏れているところはありませんか。

【事務局】 事業計画の(2)の「検討すること」を「検討し、確実に履行すること」とすることで、菊本副会長から御意見がございました。

【奥会長】 重要なところですね。事業計画の(2)を「運営について検討し、確実に履行すること」に修正をさせていただきます。

ありがとうございます。それで大丈夫ですか。網羅されていますか。

【事務局】 はい、大丈夫だと思います。

【奥会長】 それでは、今確認させていただきましたとおり、修正後の内容確認は審査会を代表して、会長の私に御一任いただくということでお願いいたします。そして後日、答申として確定をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。その旨を御了承いただけますでしょうか。

ありがとうございます。では、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。次の審議に入る前に事務局の担当者が変わるということですので、少しお待ちください。

(2) 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

ア 技術指針別記改定案(素案)の「温室効果ガス」、「生物・生態系」、「緑地」、「水循環」、「廃棄物・建設発生土」について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 それでは、今、説明がありました別記の5項目につきまして御意見や御質問をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。時間も30分程度ですけれども、どこからでもよろしいかと思えますので、お気づきの点、出していただければと思います。どうですか。

どうぞ、酒井委員。

【酒井委員】 個別でも事務局とのやり取りの中で、コメントを言って、それに対しても御返答もいただいたのですけれども、(緑地の)エコロジカルネットワークの取扱いが難しいような気がしています。

私も生態学でも割と地理的なその分布とかも扱うこともあったりするので、趣旨も分かるし、言わんとすることも分かって、重要さも分かるのですけれども、地理的なことを研究対象とすることもあるので、これは分野的には景観生態学で、景観生態学そのものを行っているわけではないのですけれども、どうやって取り扱うかがいいのか、私には分かりにくいです。

一番分かりにくいのは、その空間スケールがどういうふうに変更されているのかが分かりにくくて、読んでみるとこの事業地域を含む広域のネットワークの中での事業地域の位置づけみたいな文脈で言われているところと、その地域の中での要素間の繋がりでのネットワーク構造というのを想定しながら書かれている部分が混在しているようなイメージがあるのですけれども、その辺いかがでしょうか。それを明示しないと、具体的にどうやって手を動かしていればいいのかと事業者が分かりにくいのではないかと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。

別紙3のところに説明があるかということですね。別紙3の1ページの中ですね。

【酒井委員】 (別紙3の1ページの)真ん中を見ると、「(1(1)環境影響評価の対象)イ」緑地に及ぼす影響のところに、「対象事業実施区域及びその周辺に存在する緑地に構成されるエコロジカルネットワークへの影響を含む」と書いてある。だから明示的には書かないけれども、どこかに「別

表1の地域の概況を踏まえた上で」というような記載もあったので、例えば、本当に広域的に考えると、武蔵丘陵から三浦、房総丘陵に抜けていくそのコリドーの中で、地域のその位置は非常に重要な位置であるとかというような意味でのネットワーク上の位置という捉え方もできる。

でも、もう少し細かいこともいろいろしたらと書いてあるので、それもはっきりとは書いてないのだけれども、事業実施区域の中でどういうふうに、例えば植樹をどういうふうに配置しましょうとかというような、そういう意味でのネットワークという文脈で書いている部分もあるということなのですけれど。

【奥会長】 事務局の方で、お答えありますか。おそらく本来的には事業者の方が事業特性を踏まえて考えてください、ということになるのだと思うのですが。

【酒井委員】 そうなのです。だから捉え方にいろいろあって正解なのでしょうけれども、それにしてもその考え方自体からお任せになってくると、こちらとのイメージとの擦り合わせを、まず最初にやらないといけないみたいな話になるので、少し明文化した方が良いのではないかと思います。

【奥会長】 事務局、どうぞ。

【事務局】 今回エコロジカルネットワークについて取り上げるに当たって、空間スケールの設定について、なかなか記載ができないというところは、酒井委員の御指摘のとおりで難しいものだなと考えているところでございます。

ただ、本市の条例におきまして、対象事業としているものにつきましては、例えば面的開発事業のような広い範囲について開発行為等が行われるものと、高層建築物のような対象事業実施区域がかなり限定的なものというところで、かなりスケール感がいろいろあるというところの中で、どう記載したら良いか悩んできたところでございます。

奥会長からも御発言いただきましたけれども、事業特性とか、あとは地域特性も含めて、その辺りについてはそれぞれの事業の中で事業者がどのような影響を及ぼすのかという視点で、検討していただきたいと思いますと考えているところではございますけれども、概念としましてはエコロジカルネットワークというものは今後重要性が増すのではないかと考えまして、今回記載をさせていただいているというところでございます。

【酒井委員】 もちろん重要性は分かっているのですけれども。それで空間スケールについて悩ましいことは分かるけれども、逆にそういういろいろな考え方があると書かないと、エコロジカルネットワークとはどういう空間スケールのものを指して言うのかというところで、まず事業者は悩まなければならないということだと思います。

割と点的な高層建築物についても、例えば横浜の港湾部の完全に開発されたところにあって、そうすると例えば広域的に見たときに、1本でも木があれば、そこが何か鳥の止まり木として重要であるみたいな、それもちょっと引いて足しての議論することができるし、先ほどと同じ話、もう少し水の浸透を考えた植樹の配置とかいったようなエリア内の本当に微細なネットワークというのもあろうと。

つまりネットワークというものの概念にどういうものを含んでいるのかという、いろいろな考え方があっていいけれども、そういうふうにならいろいろな空間スケールでもってネットワーク構造というのはいり得て、それでどこを重点的に取り上げるのかというのは、それは事業者におまかせもいいかもしれませんが、事業者の着眼点。でもそれを言ってあげるし、アイデアを導くような書き方をしてあげるべきだし、それをどこに着目したのかということの説明してもらわなければ話がかみ合わなくなるかと思ひます。

こちらからもいろいろな可能性があるのだということを使うし、事業者の方からもどういふことを取り上げたのかということを使うしてもらふようにしてもらふというのが大事かなと思ひました。

【奥会長】 ありがとうございます。今のお話との関連でいうと、この項目を選定する事業の考え方のところとのセットで、これを見なければいけないので、今、酒井委員がおっしゃったような、例えば高層建築物の建設だけだと、おそらくそのエコロジカルネットワークを論じようにも、なかなかそれが難しいので、ここはそれなりに緑地が面的に、そもそも存在する場合、「(1 (2)項目選定する事業の考え方) ア (既存の緑地が 300 m²以上存在する場合)」「イ (緑地の合計が 300 m²以上になる場合)」とあって、「ウ」には面積は書いていませんけれど、「緑地への影響が予想される場合」ということで、一応この「ア」「イ」「ウ」でそれなりのスケール感というのは、示しているということだと思ひます。

【事務局】 酒井委員、御意見ありがとうございます。事業者の方が空間スケールの設定についてどのように着目したのかというところ、説明をどのようにしていったらいいのか、事業者が分かりづらいのではないかといいような御指摘かと思ひます。

今、奥会長から御示唆いただいたように、「1 (2) 項目選定する事業の考え方」の「ア」と「イ」のところ、まず「ア」のところ「既存の緑地が 300 m²以上ある場合」と、「イ」の方で「対象事業の実施により、対象事業実施区域内の緑地の合計が 300 m²以上となる場合」、新たに緑地が設けられる場合をイメージしているものですがけれども、ボリューム感としましては 300 m²を1つの目安として、そのボリューム感の中で、どのようなエコロジカルネットワークが形成されているのか、ないしはされるのかというようにことを前提としては組み込んでいたところでございます。

【酒井委員】 エコロジカルネットワークというのは、その事業実施区域内の話なのですね。

【奥会長】 とは限らない。

【事務局】 項目選定するに当たって、まず事業実施区域内にその緑地がどの程度あるかということ、300 m²としているところでございますけれども、緑地が構成するネットワークについては、そこからのその周辺というものも踏まえなければいけないと考えているところでございます。

【酒井委員】 取り上げるかどうかということ、300 m²というので、点的な高層建築物というのは例として適切ではないというのは分かりました。

でも、その当初の問題には答えていただけなくて、横浜市あるいはもっと広域なスケールで見たときのネットワーク構造の中での地域の

その位置づけというその重要性を述べるという意味でのそういう空間スケールでネットワークを指しているのか、それともその事業実施区域内での緑地の配置といった意味でのネットワークを指しているのかというのが曖昧。両方書かれているということを取って放置するという意味が分からない。

【奥会長】 両方が重要だということであれば、それがしっかりと分かるように書いて、と。

【酒井委員】 両方の考え方の捉え方があり得ると、両方取り上げるという意味も、そういう言い方もできるかもしれないし、両方の取り上げ方があるという言い方もできるかもしれない。どちらかの取り上げ方で、重要だと思う方を取り上げるという言い方もあるかもしれない。

【奥会長】 では、今いただいた御意見も踏まえて、横浜市としての考え方を。どうぞ、横田委員。

【横田委員】 ありがとうございます。酒井委員のおっしゃるとおり、おそらく調査項目の優先順位みたいなものをきちんと出すということが分かりやすさに繋がるのかと思います。

エコロジカルネットワークは、やはりダウンスケールして考えていくアプローチが大事ではないかと思うのです。もちろんマルチスケールなのですけれども。後から何か周辺との繋がりを考えるのではなくて、まず広域的に見たときに事業地の位置づけを明確にするというところから入って、中の構成要素がどう繋がるべきなのかというような、ダウンスケールがきちんと見えるということを知りやすく示せば、今の議論は少し通りが良くなるかと思っています。

最初に（「2(1)調査項目 ア」で）「緑地面積の状況」から入ってしまっているの、ちょっと複雑に感じてしまって、「ウ」の中で(イ)に「対象事業実施区域の緑地の位置づけを把握する」とあるのですけれども、その位置づけの把握から入っていくと、分かりやすいのではないかと思います。少し広域的な観点から、まず位置づけを把握して、この中で緑地の面積の状況はどうなのか、そういうようなアプローチにしてはどうかと思いました。以上です。

【奥会長】 今の御意見も参考に整理の方を進めていただければと思います。

今の点はよろしいでしょうか。事務局、どうぞ。

【事務局】 御意見、ありがとうございます。空間スケールの部分が曖昧だということにつきまして、酒井委員の御意見と横田委員の御意見を踏まえまして、「1 環境影響評価の対象」のところから「2 調査」も含めて、可能な限り分かりやすく記せるように検討させていただければと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、藤井委員、田中修三委員でお願いいたします。

【藤井委員】 細かいところも含めてなのですけれども、今日説明いただいた資料の中に出てくる言葉で、「生育生息」という言葉と「生息生育」という言葉が混在しています。実際の技術指針を全部見ていくと、おそらく「生息生育」に統一されているとは思いますが、それを再度確認しておいていただきたいというのが1点。

もう1点は調査項目等を挙げたり、時期とか期間を挙げていただいているのは、とても良いことだと思うのですが、調査をする人たち

が悩むことの1つというのは、おそらく調査の量で悩むと思うのですよね。目標達成するためにどれくらいやらなきゃいけないのかというところでまず悩むと思うので、どこかに何か一言、「目標達成のために適切な量を検討する」みたいな文言があれば良いのかなと思いました。逆に入っていれば、簡易な調査でも良いというふうに捉えられても困るので、目標達成のために適切な調査量についても言及していただけると良いなと思いました。以上です。

【奥会長】 いかがでしょうか、事務局。

【事務局】 ありがとうございます。

まず「生息生育」の記載につきましては、藤井委員から御指摘のとおり「生息生育」の順が正しいかと思しますので、改めて記載の方は確認させていただきます。

また、もう一点ですね。適切な調査の量というところですけども、今回は別記で説明をさせていただきましたが、予測評価に必要な調査の内容、量につきましては、全般に関わる部分ではないかなということもありますので、本編と別記を含めまして、そのような適切な調査が行われるように記載しているかどうか、するかどうかということについて、再度検討させていただければと思います。

【奥会長】 お願いいたします。

田中修三委員、お待たせいたしました。お願いいたします。

【田中修三委員】 私の方からは、水循環について質問といいますか、確認したいことがあります。

スライドの16ページの「1(2)項目選定する事業の考え方イ」です。「工事に伴い、河川・水路の整備や改廃、水域の埋立て等を行い」と書いてあるのですけれども、この表現からすると当初予定していた工事をやって、それに伴って別途何か河川水路の整備とか改廃、あるいは水域の埋立てが必要になってきて、その工事が行われる場合と受け取ることもできますので、「工事に伴い」というよりも、「工事において」ということではないでしょうか。「工事において」、その具体的な例として、河川水路の整備や改廃、水域の埋立てを行うと水循環に影響を及ぼすおそれがあるので評価が必要になってくるという意味だと思いますので、「工事において」とされた方が、間違いがないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 水循環の「1(2)項目選定する事業の考え方イ」のところでございますけれども、「工事に伴い、河川水路の整備や改廃、水域の埋立て等を行い」というところの御意見ですが、工事に伴ってこういった行為をする場合という趣旨で書いているところでございますが、「工事において」という方が、実際に工事という行為の中でこれらが行われるということになるかと思しますので、いただいた御意見を踏まえて、表現については検討させていただければと思います。

【田中修三委員】 それとその下（スライド16ページ、「1(2)項目選定する事業の考え方ウ」）ですが、「存在・供用に伴い、地下構造物の設置～」とあるのですよね。「地下構造物の設置」というのは、工事になるのではないかと思うのですけれども、工事が終了して、地下構造物等の存在や供用の段階で、

新たに地下構造物を設置するというふうにとられてしまうのですけれども、おそらくそうではないと思いますので、少し表現を変えた方がよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【事務局】 同じくこちら「1(2)項目選定する事業の考え方ウ」のところがございますけれども、工事に伴って、一時的な土留め壁等を構築する場合というもの、例えば矢板のようなもので一時的に遮断する場合というのは、あくまで一時的なものというところもございますので、ここでイメージしていたのは、残置されるというかその目的物として地下構造物を設置した場合という観点で書かせていただいていたところなのですけれども、こちらにつきましては工事もあわせて同様に含めた方が良いということでしょうか。

【田中修三委員】 地下構造物の設置ではなくて、おそらく地下構造物の存在ということですか。

【事務局】 そうです。今、イメージしているものは一時的なものではなくて、恒久的に地下構造物が存在する場合というイメージでございます。

【田中修三委員】 設置というと、新たな工事を思い浮かべてしまいます。同じようなことが(スライド)18ページを開いていただけますか。同じく存在・供用時のところですね。(「6(2)存在・供用時ア」の)「洪水又は流量調整地、調整池等の設置」と書いてあるのですが、設置というのは工事になるのかと思うのです。やはりここも「洪水又は流量調整地、調整池等の存在」ということではないかと思います。

それと、「(6(2)存在・供用時イ)」もそうですね。排水路等の整備というところは、当初の工事では予定されていなかったけれども、存在・供用時にあたり必要になった排水を整備するという意味でしょうか。これはやっぱり存在ということですか。

【事務局】 そのとおりです、工事中に関しては工事に伴うものをイメージしております、(「6(2)存在・供用時」の方につきましては、最終的に存在することになる施設というイメージでございます。

ですので、例えば「(6(1))工事中イ」の排水路等の整備等と「(6(2)存在・供用時イ)」の排水路等の整備というところでは、考え方としましては、工事中の方は仮設の排水路等が整備される場合を想定しております、存在・供用時の方につきましては、排水路を目的とした整備が行われるというようなところなので、少し分かりづらさがあるので、表現についてはまた検討させていただきます。

【田中修三委員】 それと同じことなのですが、次の「(6(2)存在・供用時ウ)」ですが、「雨水の地下浸透施設等の措置」と書いてある。措置という言葉はいくつか使っているのですけれども、地下浸透施設等の措置というのは具体的にはどういうことでしょうか。運転ということですか。供用ということか。

【事務局】 この辺り、再度整理させていただけないでしょうか。工事中と存在・供用時でもう少し分かりやすく検討させていただきます。よろしく申し上げます。

【田中修三委員】 お願いいたします。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。全体を通じて御検討いただく必要がありますね。この措置とか設置とかという表現で意味が通じるかどうかという点

について。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 田中修三委員、よろしいでしょうか。

【田中修三委員】 結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。

宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 意見です。別紙2別記の生物・生態系の3ページの(2)調査方法等の(エ)調査方法のところ、上瀬谷の時にもあったのですが、地元住民や地元NPOのヒアリングというのをできれば、必要的じゃなくて原則的にしたいというのが私の意見です。

一番最後に必要に応じて専門家等へのヒアリングを行うとありますが、この「等」の中に、地元の住民や地元NPOと、これを入れるという、しかもそれは必要に応じてではなくて、基本的に原則として入れたいということが私の意見です。あの時にも結構、後で大事な情報が地元住民から出ていましたので、そこで入れたいということが意見です。です、ここの表現を少し工夫してもらえるとありがたい。

【奥会長】 原則とまで書くかどうかですが、必要に応じて専門家等、「等」の中に入る。

【宮澤委員】 基本的に明記してもらいたい。「等」ではインパクトが小さいですから。それが私の意見です。

【奥会長】 今の御意見を踏まえてと言いますか、御意見がありましたので、事務局の方で御検討いただけますか。どうするか。

【事務局】 調査方法の、「必要に応じて専門家等へのヒアリングを行う」のところの「等」の部分かと思うのですが、地元で活動するNPO等にヒアリングを行うことを原則としてという御意見と捉えてよろしいですか。地域で活動されている方のヒアリングを必ず行うようにという表現をされるかどうかということで、御意見は承りましたので検討をさせていただければと思います。

【宮澤委員】 よろしく願いいたします。

【奥会長】 酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 水循環のところ、前から引っかかっていたのだけれども、循環というのが循環していない。水循環と言葉で慣例的に言うのはわかるのだけれども、地球全体でみれば水は循環しているのはもちろんなのだけれども、そうではなく、資料で言えば、別紙4(1ページ)の上から6行目、「なお水循環とは」と定義が書いてある。「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。」これを文字どおり、生態学的に正しい言葉として理解すれば、かなり広域な、例えばミシシッピ川流域や利根川流域とか言ってもギリギリで、そのぐらいであれば何とか循環と言ってもいいのかなというぐらいの話。

そういうスケールのことを今ここで言っているわけではなくて、素直にこの文章を添削すると、「水循環とは、水が蒸発によって降下、流下又は浸透により、地表水又は地下水として海域に至る過程を言う」と、そういうのが正当かなと思うのですが、それでは言いたいことが骨抜きになってしまう。この水循環という項目で、何を想定しているかと

いうと、要するに水が様々な形態というか運動エネルギーを様々に変えて、流れる場所、地表と地下と大体その組み合わせだと思っただけけれど、それから流れる運動エネルギー、量、その組み合わせでいろいろな形態をとりながら、水が流れていく様相。本当は、取り上げたいところは、循環ではない。しかし、それを上手に水循環という言葉で定義することによって、うまく表現できればいいはず。この定義のところ循環することをいうと言ってしまうと、まさに循環論法というか、説明していないのと同じになってしまうので、今、私が言ったようなことを上手に盛り込めたらいいと思う。考えてみたのは、「水循環とは、水が蒸発、降下、流下または浸透により、様々な地域を様々な状況で」。まだ工夫の余地がある。「様々な地域、状況において地表水または地下水として回帰に至る過程を言う。」とか。上から下に流れて下っていくというその対極的なところは、ごまかしようがない。循環しているわけではないですね。だから、そこをいかに装飾して言いたいことに近づけるのかというところ。

ここで見たいのは、湧水がどうであるか、地下水がどうであるか、そういう様々な形を伴って現れる水の様相についての影響を見たいということなので、ましてや海も入っているので、流域というと海域がそこでカバーできなくなるということもあって、ここの表現を工夫したらいいのではないかと思いました。

【奥会長】 ありがとうございます。

きちんと確認しておかなければいけないのは、この水循環とは云々というこの文章は、水循環基本法の水循環の定義をそのまま持っているのですね。同様に緑地の方も、**別紙3**ですかね、緑地の定義も都市緑地法という法律がありまして、その緑地の定義をそのまま持っているのです。なので、水循環でこの言葉は法律の定義そのままだということであれば、それは根拠法をきちんと書いといてください。

ただ、横浜市のアセスの制度でこの水循環として何を捉えてもらいたいかということについては、調査項目のところで、項目出しされていますよね。ここで理解していただくということなのだろうと思うのです。これは法律上の定義なので、あまり勝手に、文章をいじってしまうということは、それはそれでまた、横浜市独自に定義づけするということがいいのかという議論が必要かと思います。

【酒井委員】 水循環はグローバルな話なのですか。それならそれでいいのですが。

【奥会長】 法律上の定義を持っているのであれば、そうですということをまず明らかにしておいてもらわないといけないと私はまず思うのです。

【酒井委員】 そういう言い方もあるかもしれませんが。水循環というものを、科学的にどのような言い方をするのではなくて、法律でどう言われているという言い方で説明すると。それだったら確かに何々法に書いてあると書いてもらわないと分からない。

私が言ったのは、あくまでも科学的に水循環というのはどういうものなのかということを理解して話したつもりなのですが、そうではないということなので。

【奥会長】 ですので、事務局の方でそこをクリアにさせていただきたいと思いますが、このなお書きは、どこから持ってきて、なぜここに入れたのかとい

うところでは。

【事務局】 奥会長から御説明いただいたとおりで、なお以下の水循環の定義につきましては、水循環基本法の定義から引用してきているところがございます。(水循環基本)法に基づいて定義されたという記載はないですけれども、(水循環基本)法の記載となっています。

こちらを、あえて記載させていただいたのが、現行の水循環におきましては、河川等の流量ですとか、地下水の水位を項目の細目とおきまして、今まで予測評価が行われてきたというところがございます。河川等の流量とか地下水位というものではなくて、その水循環の過程、水循環系の部分を今回取り上げていきたいということであえて、水循環の定義を書いたのですが、こちらについては横浜市独自の解釈というものをどこまで記載できるかというところも、今御指摘のとおりで、なかなか難しいものがあるというところがございまして、(水循環基本)法から引用してきたというところがございます。

【田中修三委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【奥会長】 はいどうぞ、田中修三委員。

【田中修三委員】 今のところなのですが、この「水循環とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、」ここまではいいのですが、その後は、(水循環基本)法に基づく定義云々ではなくて、この技術指針が対象としている項目といいますか、要素といいますか、を言っているのではないかと思います。したがって「海域等に至る過程で、本指針(技術指針)では」、技術指針のことですね、「本指針では地表水又は地下水として河川の流域を中心とした循環要素を指す」とか、そういう表現してはいかがでしょうか。

【奥会長】 独自の、若干法律の文言とは、異なる表現をするかどうかということで、御提案ですけれども、そこをどうするか、やはり市の方ではしっかり検討していただく必要があると思うのです。

【事務局】 酒井委員及び田中修三委員、御意見いただきましてありがとうございます。

水循環の項目の中にですね、実は海域まで現行でも含んでいるというところもありまして、なかなか限定的に書けないというところがあって、苦肉の策みたいところは正直なところございます。ただし、確かに、このなお以下で記載するものについては水循環基本法で示しております一般的なものというところがございますので、別記全体として、どのような水循環を対象にしているかということをどのように記載するかということに関しては、今一度、検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【奥会長】 では、定義づけする場合には、法の定義そのままで行くのか、もう少し横浜市の考え方なり、この制度の趣旨に引きつけた表現にするのか、そこは御検討いただくということと、法律上の定義を持ってくるのであれば、その根拠条文をきちんと示しておいていただく必要があると思います。緑地の方もそうですね。

生態系については、生態系の定義、あれは全くオリジナルの定義ですよ。法律上、生態系という言葉は定義づけしていないはずですよ。

【酒井委員】 その生態系とは何ぞやと書いてあるところは、教科書どおりの文言で

何も問題はないと私は思います。法律の記載はいろいろな科学的な話で、問題ないと思います。

【奥会長】 それで大丈夫ですか。表現として確認をとっていただきたいのですが、それでも。

【酒井委員】 問題ないです。大丈夫です。

【奥会長】 ここは評価の対象とする生態系とはというようにきちんと断ってあって、ここではこのように捉えますということなので。

【酒井委員】 生態系の定義のところも、科学的に正しい書き方がしてあって、生態系のところは、分解者、消費者、生産者の組み合わせであるというような言い方。それは全く正しいのだけれども、ただ、技術指針の中で分解者は扱っていないので、私の指摘と整合しない。でも一般論として言葉の説明をするところと、それから技術指針で対象とするものとしての説明というのがないまぜになっているのは良くないですよ。一般的にはこう、ここではこういうことを扱うというふうに、2段構えになっていないと本来はおかしい。

例えば、水循環にしても、(水循環基本)法というのはどのあたりの水循環のスケールを指しているかわからないけれども、それでも、句点以降は実は法的なものではないか、少なくとも海域に至る過程のところまでの話、あるいはその循環というのは全球的なレベル、地球全体で見ればもちろん循環しているのは当然なので、そういうことを意味しているということを書きつつ、ここで扱う項目が水循環で何を扱うのかということの説明が一緒になっているので妙な感じがする。

逆に生態系の部分については、一般論的な説明で終わっているということが、一般の人には分かりにくい話になっている。

【奥会長】 ありがとうございます。

確かにそうなのですね、法律上の定義はこうです、もしくは一般論ではこうです。では、この技術指針ではどう捉えるのかということ。その部分がクリアになってない。

【酒井委員】 作文の都合でどっちもありになっている。どういう書き方もありになっている。

【奥会長】 ありがとうございます。ということで事務局の方で、改めてそこも踏まえて、どういう表現にするか御検討いただければと思います。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 時間がもう 16 時近くになってしまいましたけれども、どうでしょうか。横田委員も手を挙げてらっしゃいますね。

御説明のあった 5 項目、十分に御意見いただけていないと思うのですが、どうでしょうか。また続きを次回やるか、まだ今日できるところまでやるか。他の委員の方も御都合があると思いますから、あとは会場の都合もあると思います。確認させてください、時間について。

【事務局】 時間的にはまだ問題ないです。

【奥会長】 そうですか。まだといってもそんなに延々とやるわけにもいきませんので。

【事務局】 30 分は大丈夫です。

【奥会長】 他の委員の方は大丈夫ですか。とりあえず、あと 30 分以内には終わらせるということで。

横田委員どうぞ。手を挙げてらっしゃいましたので、お願いします。

【横田委員】 1番気になったのは、(スライド6ページ)「改定の考え方④」のスライドの中のベスト追求型アセスの考えを踏まえるということで、この表現をよくよく読みますと、改定案では「影響を最小限にとどめる水準」となっていて、主語がない。仮に主語を「事業者が」と付けたときに、この水準とはどのように見られるのだろうかということところが、非常に議論を呼ぶところになってくると思います。これまでは「著しい影響が」と言って、これは環境側に主語があって、著しい影響の定義が必要だったわけですけども、今回、「環境を」としてしまうと、難しくなってくる部分が多いのではないかと。

それぞれの項目の環境保全目標を拝見すると、生物・生態系に関しては両方入っていて、種が生息生育できる水準の場合と、生物・生態系への影響を最小限にとどめる水準になっています。あえて「事業者が」という主語を残しうるような形で目標設定しているのか。あるいは、私はできるだけ環境を主語にした方が良いのではないかと思う方ですけども、「影響を最小限にとどめる」よりは、「影響が最小限にとどまる」の方が良いのではないかと思う。自然資本のための改定であれば、できるだけ「影響が」にしていった方が良く、状況が維持回復できる水準とか、その方が客観性の高い議論により近くなるのではないかと思います。結構混在していて、水循環もそうですし、「環境を」の場合と「環境が」の場合で、できるだけ「環境が」にしていった方が良いのではないかと、私の意見です。

【奥会長】 ありがとうございます。

今の御指摘も重要な点だと思いますので、全体をとおして整理を御検討ください。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。今日ご説明があった項目についても、次回以降も審議する機会を持てますか。あと残りの項目もありますけど。

【事務局】 本日いただきました御意見については、取りまとめのうえ事務局で再度検討してまいります。その際に各委員個別に御相談させていただくようになるのではないかと考えています。

次回以降は、今回お示した5項目もさることながら、残りの別記についてもまずは御説明させていただきたいと思いますので、どのタイミングで審査会に諮るかは、また事務局で検討させていただければと思っていますので、よろしくお願いたします。

【奥会長】 分かりました。今後の流れは、今説明していただいたということによろしいですか。もう少し説明はありますか。

【事務局】 スライドの一番最後のページになります。今回が、③の別記(事務局案)についてで、「地球環境の保全」、「自然環境」、「廃棄物」の5項目をやらせていただきました。残りの項目につきまして9月頃、御説明させていただければと思っています。この9月の時点で、本日いただいた意見についても、御説明可能な調整が済んでおりましたら、その際に、時間等の都合等もごさいますが、改めて示させていただければと考えているところをごさいます。

個別に、また委員の皆様には御相談させていただくことになるかと思
いますので、引き続きよろしく願いいたします。

【奥会長】 よろしいでしょうか。今後の流れにつきましても。委員の皆様には、
また今後各項目に対して個別に御相談等あるかと思えますけれども、引
き続き御協力よろしく願いいたします。

では、本日の審議内容につきましては、会議録案で御確認いただきま
すようお願いいたします。

では、非常に長時間に及んでしまいましたけれども、本日は以上をも
ちまして予定されていた議事終了いたしましたので、事務局にお返し
いたします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願い
いたします。

(傍聴者退出)

資 料 ・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に係る答申（案）

事務局資料

- ・ 環境影響評価技術指針の改定について 事務局資料
- ・ 別紙1 技術指針別記改定案（素案）：温室効果ガス 事務局資料
- ・ 別紙2 技術指針別記改定案（素案）：生物・生態系 事務局資料
- ・ 別紙3 技術指針別記改定案（素案）：緑地 事務局資料
- ・ 別紙4 技術指針別記改定案（素案）：水循環 事務局資料
- ・ 別紙5 技術指針別記改定案（素案）：廃棄物・建設発生土 事務局資料